

回覧

事業沿線地域の皆様へ

春日井市 建設部道路課
総務部市民安全課

自転車通行空間の整備について（お知らせ）

日頃は当市の道路事業及び交通安全政策につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

当市では、今年度から「春日井市自転車活用推進計画」に基づき、歩行者、自転車、自動車とともに安全で快適に通行できるよう自転車通行空間の整備を進めてきましたが、この度、次の区間について整備が完了します。

つきましては、整備区間や形態、交通ルール等について、別紙のとおり案内チラシを作成ので、事業沿線地域の皆様に御案内申し上げます。

今後も、当市の道路事業及び交通安全政策に御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

1 整備区間

市道 166 号線（金ケ口町交差点～神領駅北交差点）

市道 3860 号線（大手橋西交差点～総合体育館前交差点）

2 整備完成時期

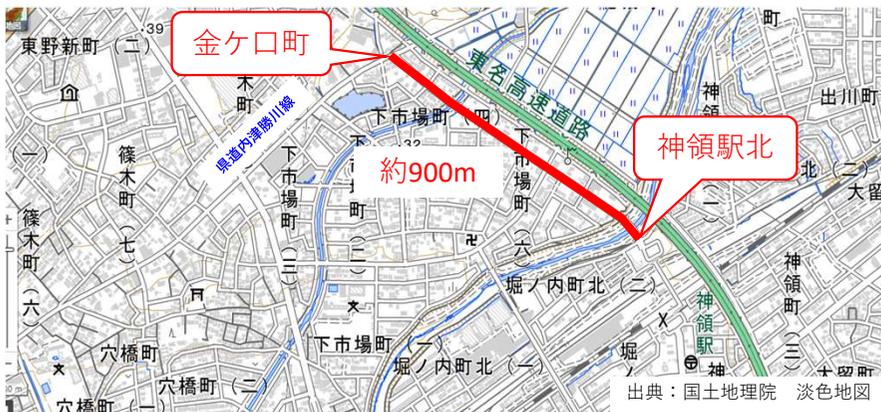
令和 5 年 8 月末

自転車通行空間整備

交通ルールを守って安全に走行しましょう！！

○ 整備区間 1

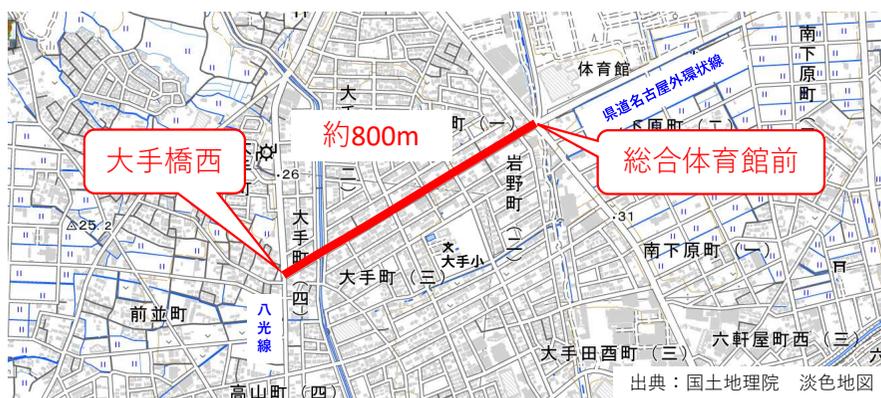
市道166号線（金ヶ口町交差点～神領駅北交差点）



※ 令和5年8月末頃整備完了予定

○ 整備区間 2

市道3860号線（大手橋西交差点～総合体育館前交差点）



※ 令和5年8月末頃整備完了予定

～自転車通行空間の整備形態は次の2種類があります～



自転車専用通行帯
(自転車レーン)

自転車等の軽車両・特定小型原動機付自転車しか通行できません。



- ・青色で塗装された道路に『自転車専用』と道路に標示します。
- ・自転車、電動キックボード等は、原則このレーンを通行しなければなりません。
- ・自動車、バイク、一般原動機付自転車は原則通行できません。



車道混在
(矢羽根型路面表示)

自転車が走行すべき位置や方向を表示しています。



- ・矢羽根型路面表示（進行方向を示す矢印）やピクトグラム（自転車マーク）を車道の左端に設置します。

🚲 自転車をご利用のみなさんへ 🚲

- ・車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ・車道の左側を通行します（逆走禁止）。
- ・一列で通行します（並進禁止）。

※ただし、次の場合は歩道を通行できますが、歩道は歩行者優先です。車道寄りをゆっくり通行し、歩行者の通行の妨げになるときは一時停止するようにしましょう。

- ・道路標識等で通行することができるとされている場合
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転している場合
- ・車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められる場合

🚗 自動車をご利用のみなさんへ 🚗

- ・車道は、自転車とゆずりあって走りましょう。
- ・自転車を追い越すときは、自転車との間隔に余裕をもちましょう。

春日井警察署	TEL 0568-56-0110
春日井市 建設部 道路課	TEL 0568-85-6273 (整備について)
春日井市 総務部 市民安全課	TEL 0568-85-6053 (交通ルールについて)